

SHIGA

2025年
4月1日から

滋賀県子ども基本条例

が施行されます

要点を
Check!

県内1万人以上の
子どもの声を聴き作りました!

条例の
目的は?

子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会を目指します。

どんな
内容?

子どもの権利条約を踏まえ、**社会全体で子どもの権利が守られるための取組**を推進していきます。

社会全体で**子どもの意見を聴き、その意見を尊重**します。

子どもを権利侵害から守る仕組みとして、調査や調整等を行う「**滋賀県子どもの権利委員会**」を新たに**設置**します。

■ 子どもの権利とは?

子どもは大人と同じ、一人の人間として権利を持っています。子どもの権利を世界中で守るためのルールが、『子どもの権利条約』です。

子どもの権利

生きる権利

すべての人から大切にされ、元気に、健康に暮らす。



育つ権利

安心して遊んだり、勉強したり、休んだりして育つ。



参加する権利

考えやしたいことが大切にされ、自由に意見できる。



守られる権利

いじめられたり、苦しめられたりしないよう守られる。



ほかにも表現の自由や教育を受ける権利など、様々な権利があります。

■ 子どもの意見の尊重

- 子どもの意見を尊重し、子どもにとって最も善いこと（最善の利益）は何かを考えることが大切です。
- 意見を受け止め、それを子どもへフィードバックすることは子ども自身の成長につながります。



■ 子どもの権利の救済について

子どもが
こんなとき…

- ・辛いことがある
- ・困ったことがある
- ・いじめられている
- ・先生にも相談しづらい

相談窓口

気軽に相談して
ください

- ・相談員が話を聞きます
- ・一番よい方法を一緒に考えます

滋賀県子どもの権利委員会(10月1日設置)

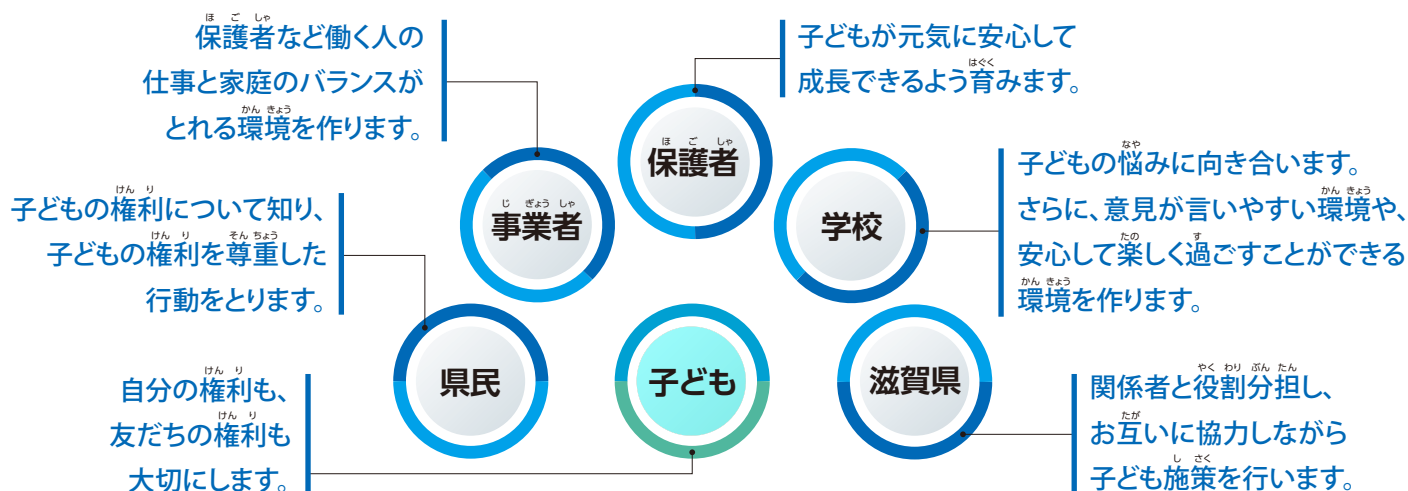
調査・調整

- ・委員が当事者と関係者との間に入り、解決に向けて動きます。

救済



■ 子どもの権利が守られる社会に向けて、私たちができること



条例検討部会に参加した子どもの声

条例を検討するために滋賀県子ども若者審議会に「条例検討部会」を設置しました。高校生や大学生が委員として参画したほか、子どもへのWEBアンケートを実施するなどして、子どもの意見も踏まえた議論を重ねてきました。

1年以上議論に時間をかけ、私たちが願う形にとりまとめることができました。一人でも多くの人に新しい条例を知っていただきたいです。

田井中 歩乃佳さん
(高校生 ※参加当時)



子どもの相談窓口

自分のこと、学校のこと、家族のことなど何でもご相談ください。

◆ ころん дайやる

TEL 0120-0-78310 (無料)

相談時間 午前9時～午後9時

※午後9時以降は「24時間子どもSOSダイヤル」につながります

◆ ころんのサポートしがLINE相談

相談時間

毎日午後4時～午後10時

滋賀県子どもの育ち学び支援課 077-528-3457

